

会 議 録 ( 1 )

会 議 の 名 称	令和4年度第3回入間市環境審議会
開 催 日 時	令和4年9月20日(火) 午前10時30分開会・午後0時00分閉会
開 催 場 所	入間市役所C棟5階 501会議室
議 長 氏 名	黒瀧 孝秀
出席委員(者)氏名	黒瀧 孝秀、川名 千鶴子、相葉 学、加治 隆、斎藤 令子、 篠塚 玲子、高村 賢二、手島 吉紀、永井 健一、中島 毅、 中村 巖、新関 隆、平塚 基志、森 友和
欠席委員(者)氏名	伊藤 雅道
説明者の職氏名	生活環境課長 浅川 英雄 生活環境課主幹 廣瀬 光太郎
会 議 次 第 (公開・非公開の別)	1 開会 2 会長挨拶 3 議題 (1) 第2回入間市環境審議会における意見について(報告) (2) 入間市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針の答 申(案)について 4 事務連絡 5 閉会
非 公 開 理 由	なし
傍 聴 者 数	1名
配 布 資 料	資料1 前回(第2回)の審議会で出された意見(概要)について 資料2 入間市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針 について(答申)【案】 資料3 令和4年度入間市環境審議会スケジュール
事務局職員職氏名	【環境経済部】 部長 原嶋 裕子、次長 横田 一洋、 副参事(脱炭素・資源循環担当) 中村 慧 【エコ・クリーン政策課】 課長 竹廣 由美、主幹 松落 義夫、主査 西村 卓也、 主事 神田 啓佑 【生活環境課】 課長 浅川 英雄、主幹 廣瀬 光太郎
会議録作成方法	要点筆記

## 会 議 録 (2)

### 議 事 の 概 要 ( 経 過 ) ・ 決 定 事 項

#### 【議題】

- (1) 第2回入間市環境審議会における意見について（報告）
- (2) 入間市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針の答申（案）について

議題(1)については、事務局より前回審議会の意見について説明を行い、審議委員による質疑により補足した。

議題(2)について、黒瀧会長より答申案の説明を行った後、答申についての意見交換を行った。

以上

## 会 議 録 ( 3 )

発 言 者	発 言 内 容
司会 (松落主幹) 黒瀧会長	(委員及び事務局の発言が行われた部分のみ記述する。) (開会) (あいさつ)
司会 (松落主幹)	これより議題に移ります。審議会については、情報公開条例に基づき、基本的に「公開するもの」と定められております。本日の会議に対し1名の傍聴の届出がありましたので、これから、傍聴人に入場いただきます。 それでは、入間市環境審議会条例第6条第1項の規定により、会長が議長になる旨が定められておりますので、以降の進行を、黒瀧会長よろしくお願いいたします。
黒瀧会長	本日の出席委員は14名です。入間市環境審議会条例第6条第2項の規定に基づき、委員の半数以上が出席されておりますので、本審議会は成立します。 ただいまより議事に入ります。第2回入間市環境審議会における意見について(報告)について事務局から説明をお願いします。
事務局 (廣瀬主幹)	(説明を行う)
黒瀧会長	ただいまの事務局からの報告について質問等がある方は挙手をお願いします。
森委員	洪水浸水想定区域については、これで良いと思います。 環境省報告とは何でしょうか。環境省では令和2年3月の太陽光発電の環境配慮ガイドラインには、生活環境に一定の影響が及ぶ範囲を事業区域の境界から50mとするということはありません。

発 言 者	発 言 内 容
	<p>令和3年と令和4年に地方自治体で制定された条例を見てみると、事業地域内3件、事業区域に隣接している11件、近隣3件、30m以内2件、50m以内6件、100m以内7件、200m以内1件、概ね300m1件、影響あるもの14件となっています。</p> <p>前回説明では、50mは厳しい方だと言われていましたが、令和3年、4年の例では、緩い方に入っています。影響があるものと言うのが良いのではないのでしょうか。困難なら、その他影響があるものというのを加えて欲しいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>まず、環境省報告とは何を引用しているのか説明をお願いします。</p>
事務局（廣瀬主幹）	<p>環境省の報告書は、太陽光発電の環境影響評価に係る検討状況について平成30年10月30日付の報告です。</p>
黒瀧会長	<p>50mはゆるい方ではないかという意見についてお願いします。</p>
浅川課長	<p>各自治体が制定した条例が、現在200近くありますが、その中で最も多い基準が50mになっており、全体では、最も多い基準です。また、事前協議の中で業者を指導していくので、それに対応していきたいと考えています。</p>
黒瀧会長	<p>今回は条例の内容については審議しないので、その上でご質問等を出していただくようお願いします。</p>
森委員	<p>太陽光発電のトラブルはどんどん出てきていますので、全体の平均を取るのではなく、最近の状況を見るべきだと思います。また、都市部のビルが乱立する場所ではなく、広いところを想定した方が良いと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	他に意見はありますか。
手島委員	説明会をする場合は、市は立ち会うのでしょうか。
浅川課長	説明会のやり方に関して市が具体的に指示するわけではありませんが、職員が現地で確認をしたいと考えています。また、説明会の後、報告書が提出されますので、その内容から状況を確認したいと考えています。
手島委員	抑制区域について、保安林が外れた理由を教えてください。また、自然公園地域となっている地域について、実際にはたくさん開発されていますが、間違いないのでしょうか。
浅川課長	<p>保安林は川越農林振興センターが所管しているのですが、森林法で太陽光目的での転用を認めないとなっており、上位法による制限がかかっているため、区域から外しました。</p> <p>もう一点の自然公園に関しては、普通地域となっています。普通地域については手続きさえすれば開発できるため、現状として開発されているかと思います。太陽光発電施設については、抑制するものと考えているため、今回抑制区域とさせていただきました。</p>
手島委員	別の法律で制限がかかっているなら、一覧に入れてあげた方が親切だと思いますので考えてください。県立自然公園地域については、太陽光発電設備の設置はダメだというわけですね。
黒瀧会長	他の法令で規制を受けている場合は、条例としては指定していないということだと思いますが、表現についてよく考えておいてください。

発 言 者	発 言 内 容
加治委員	<p>一覧を見ると、近郊緑地保全区域の中に入間近郊緑地保全区域と狭山近郊緑地保全区域があると思いますので、図上にも2つの区域が入っているということ、入間近郊緑地保全区域はここということまで記載いただくと丁寧だと思います。</p> <p>県立自然公園についても同様に、図面上で丁寧に説明していただくと良いと思います。</p>
黒瀧会長	意見として、事務局で参考にしてください。
森委員	隣地境界周辺とは、土地の外、周辺の土地という意味でしょうか。
事務局（廣瀬主幹）	事業区域内と考えています。
黒瀧会長	<p>ほかにご意見はございますか。無いようでしたら次の議題に移ります。</p> <p>入間市における太陽光発電設備の適正な設置に関する方針の答申（案）ということで、まず、諮問の資料を確認したいと思います。</p> <p>諮問は資料2参考でございます。</p> <p>（諮問書を読み上げ）</p> <p>こちらにつきましては、前々回の審議会で、皆様に6点の課題解決の方針について承認いただいています。こちらが方針になります。また、この方針を達成するために条例の制定が必要であるということで、皆様に決裁をいただいています。</p> <p>ですから、答申については、こちらの内容で案を作成しています。</p> <p>第2回の審議では、条例の重要事項と規制区域の範囲について審議していただきましたが、こちらについては条例の中に含めるものとして作業を進めているところと聞いております。</p> <p>以上のことを踏まえて、答申案としておりますので、読み上げます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
森委員	<p>(答申案を読み上げ)</p> <p>こちらについて意見を伺います。</p> <p>附帯意見(2)の公共施設へ率先して設置とありますが、公共施設だと市民が直接使う施設以外も含めるため、「公の施設」と表記した方が良いのではないかと思います。</p>
黒瀧会長	<p>ちなみに、この案で言う公共施設とはどのような範囲でお考えでしょうか。</p>
浅川課長	<p>基本的には市の施設と考えています。</p>
黒瀧会長	<p>他に意見はありますか。</p>
手島委員	<p>附帯意見(2)については、唐突に感じます。こんな議論しましたでしょうか。疑問に感じます。それと、この内容は市長から諮問を受けた内容と少し違うと感じます。</p> <p>議論に出たのは、基準を明確にしないで、事業計画を見てくださいと言った意見だったと思います。そういった事を入れた方がよいのではないかと思います。</p>
黒瀧会長	<p>今の意見に対してご意見はありますか。</p>
平塚委員	<p>手島委員の意見に賛同します。</p>
斎藤委員	<p>確かに手島委員の意見のように感じる場所もありますが、第1回審議会の際に、どこだったら設置できるのかと言う話があったので、きっかけ</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>はそういったことだと思います。</p> <p>文書の中で「これら」が続いていて、それぞれ違うものを指しているの でわかりにくいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>附帯意見(2)を入れた理由について、説明をお願いします。</p>
浅川課長	<p>斎藤委員のおっしゃるとおりです。</p>
黒瀧会長	<p>これら、のご指摘についてはその通りだと思います。下のこれらを、答 申を実現するために変えた方がいいと言う事ですね。</p> <p>(2)についてほかの委員でご意見はございますか。</p>
相葉委員	<p>一般家庭や事務所などの建築物の屋根や屋上への設置を推進と言うこと について、入間市ではなぜやっていないのでしょうか。</p> <p>諮問書の文書番号に発と入っていませんでしたが、答申書には発が入っ ているので確認をお願いします。</p>
浅川課長	<p>文書番号の取り扱いについて確認させていただきます。</p> <p>太陽光発電の推進については、エコ・クリーン政策課で進めておりま すが、今後も進めていくという意味で記載させていただいております。</p>
黒瀧会長	<p>他に意見はありますか。附帯意見(2)については、ゼロカーボンを進 進することと景観や緑地を守ることという、相反することのバランスをと って進めてくださいと言うことから始まっています。この点を踏まえて、付 帯意見(2)を入れるか入れないかについて採決したいと思います。</p>
森委員	<p>私は入れた方がいいと思います。入間市として今まで以上にもっと予算</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>を付けて進めましょうと言う意味だと思います。</p> <p>それでは採決をします。附帯意見(2)を入れた方がいいと言う方挙手をお願いします。</p> <p>(挙手により採決)</p>
黒瀧会長	<p>それでは、附帯意見(2)は答申案に入れることにします。</p>
新関委員	<p>別紙の6つの項目については、方針として出す内容と言うことで良いですか。</p> <p>その場合、規制区域の設定をすべきとし、どこを区域とするのかということと言わない、設備の管理もどのような事項を対象にするのかまでは言わないということですか。</p>
黒瀧会長	<p>事務局で回答できますか。</p>
浅川課長	<p>あくまでも方針なので、こういった事項が必要だという方針を答申していただくものと考えています。条例が必要となりましたので、内容については条例案に反映していくということで考えています。</p>
新関委員	<p>規制区域は条例で審議ということだと思いますが、設備の管理も市がやるべきという答申ですか。</p>
浅川課長	<p>事業計画の届出や設備の管理については、条例案の中に盛り込んでいくので、その中で、この方針が担保されていくと思います。</p>

発 言 者	発 言 内 容
新関委員	設備の管理を事業者がちゃんとやっているかを監督することが必要だという意味で出すということでしょうか。
浅川課長	はい。
篠塚委員	答申案の1 答申3 行目、しかし、とありますが、しかしながら、の方が、言葉が流れると思いますがいかがでしょうか。
黒瀧会長	修正の参考にさせていただきます。
手島委員	<p>課題解決の方針4 事業計画の届出について、主な課題が③となっていますが、住民に説明するための事業計画ではないと思います。むしろ、②や⑤のためだと思います。このため、②と⑤を加えて、あとは、④、⑥、⑦についてはどこまで入れるかという感じだと思います。これを入れないと、事業計画の意味付けがわからなくなってしまうと思います。</p> <p>事業計画が変わると、2 市長の同意も、①、②だけでなく、③、⑤も解決していくと思います。</p> <p>6 指導、助言の設定も⑥、⑦だけでなく、③も入れないとダメで、主な課題については、もう少し見直していかないといけないと思います。</p>
黒瀧会長	この点については、前々回の審議会で、事務局から提示されているという記憶がありますが、その資料はございますか。
浅川課長	確かに、話の中で変わっていったので、例えば、指導、助言は広い範囲に渡ってきているので、見直させていただきたいと思います。
手島委員	どう直すのですか。

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	前々回は承認されているので、その内容は事務局と会長、副会長で整合を確認しますので、それでご了承ください。
手島委員	前々回の審議会で承認したらもう駄目だということですか。本方針についての議論が始まった初回なので、議論していく中で、関係性がわかってきたこともある。
黒瀧会長	前々回承認いただいた審議の内容が意味をなさなくなってしまうので、前々回の内容も踏まえて精査させてください。
高村委員	手島委員の意見に賛同します。追加するのは難しいのでしょうか。
黒瀧会長	そんなことはありません。
中村委員	2市長の同意に課題①と②が入るとなっていて、他にも入ると言う話でしたが、どのようになっていくのでしょうか。③も入れた方が良いと思います。
黒瀧会長	前々回の資料では①と②になっているので、③を入れた方がよいと言う意見について精査させてください。
中村委員	答申案の本文に、「住民の不安を払拭するために、」とありますが、「事前に地域住民への説明会を実施する」と言う文言を入れたらどうでしょうか。
黒瀧会長	ただいまの意見は、1答申の第3段落の「住民の不安を払拭するために、」の後に、「説明会を実施するなど」と付け加えた方がよいというこ

発 言 者	発 言 内 容
斎藤委員	<p>とでしょうか。</p> <p>それでは、この意見に対して委員のご意見をいただきたいと思います。</p> <p>方針の中に入っているので、本文に入れる必要はないと思います。</p>
黒瀧会長	<p>では、「説明会を実施するなど」という文言をいれた方がいいと思う方 挙手をお願いします。</p> <p>(挙手により採決)</p>
黒瀧会長	<p>それでは、入れない方向で考えたいのですが、精査させてください。</p>
篠塚委員	<p>入れた方がいいと思っているのは、人間市長に対する答申になるので、 インパクトとなると思うからです。別紙で分かると言うのもそうなのですが、 分かっていたきたいと思います。</p>
黒瀧会長	<p>ご意見として伺います。</p> <p>答申案についてほかにご意見がある方はいらっしゃいますか。</p>
新関委員	<p>6月の条例案に、事業者が所在不明になったときに、土地所有者の責任 になるという文言があったと思いますが、課題解決のところで、設置者に 対する責任の明確化という点は重要なことだと思います。そういったこと が、方針の1から6には見えてこないもので、問題が起きた時の対応という のがあってもいいのかなと思います。</p>
竹廣課長	<p>土地所有者の責任については、そこまでは取らせないと言う方向に変え ています。</p>

発 言 者	発 言 内 容
黒瀧会長	<p>あくまでも方針なので、審議会としてはフレームワークを提供するという形になります。</p> <p>他にご意見はありますか。</p> <p>(意見なし)</p>
黒瀧会長	<p>それでは、只今いただいた意見に基づいて、答申案を事務局と会長、副会長で再度精査して、私の判断で市長に答申したいと思います。</p>
森委員	<p>入れるか入れないかということも含めて会長に一任すると、審議会として、そう判断したということですか。</p> <p>会長、副会長の判断くらいにした方がいいと思います。</p>
永井委員	<p>会長ひとりではまずいと言う理由はなにかあるのですか。</p>
森委員	<p>できれば、内容を全てここで決めることが一番なのですが、すぐに決められないのであれば、代表者一人で決めるよりも、隣で全員の意見を聞いていた副会長も一緒に入っていた方がいいのかなという判断です。</p>
黒瀧会長	<p>森委員のお考えのとおり、事務局と私と川名副会長で調整して最終的に決めさせていただきますので、ご了承ください。</p>
永井委員	<p>今後のことについてですが、3者で話し合っ、市長に提出する、その後で条例を議会に提出すると思うのですが、その中で、条例案に、委員が出した意見が反映されているかを確認する機会がありますか。</p>
竹廣課長	<p>条文の内容については、庁内の条例を審査する担当が、文言の整理を行</p>

発 言 者	発 言 内 容
	<p>ったうえで、議会に上程します。議会の方でご意見をいただいて最終的に決まったものが告示されますので、それを皆様にご覧いただくという流れになります。</p>
永井委員	<p>そこで疑問点があった場合でも、決まったあとということですか。</p>
竹廣課長	<p>審議していただいた大枠の中身については、盛り込むように致しますが、内容を確認していただく機会は、もうありません。</p>
手島委員	<p>会議録が送られてきていないが、会議録は作成されていますか。</p>
事務局（西村）	<p>会議録は作成して、ホームページで公開していますが、委員への配布を行っておりませんでした。申し訳ございません。</p>
手島委員	<p>配るのが大変ならホームページで公開しましたとメールで送ってください。2～3ヶ月前の事なんて忘れていることもある。前回決まったことだから、と言うのであれば、審議会の運営を考えてきちんとやって欲しいです。</p>
事務局（西村）	<p>公開前に皆様に配付いたします。申し訳ございません。</p>
黒瀧会長	<p>審議会の委員には配る必要があると思いますので、よろしく願います。</p> <p>これ以外に何かありますか。</p> <p>（意見なし）</p>
黒瀧会長	<p>以上で議題は終了しましたので、議長の座をおろさせていただきます。</p>

発 言 者	発 言 内 容
	ご協力ありがとうございました。
司会（松落主幹）	では、続きまして事務局より事務連絡がございます。
事務局（西村）	（令和4年度入間市環境審議会スケジュールについて説明）
司会（松落主幹）	最後に川名副会長から、閉会のご挨拶をお願い致します。
川名副会長	（閉会のあいさつ）
<p data-bbox="319 896 1308 929">議事のでん末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。</p> <p data-bbox="319 1008 638 1064">令和4年10月17日</p> <p data-bbox="319 1142 622 1176">議 長 の 署 名</p> <p data-bbox="766 1075 1117 1176">黒 瀧 孝 香</p> <p data-bbox="319 1254 622 1299">議長が指名した者の署名</p> <p data-bbox="766 1232 1133 1310">川 名 千 鶴 子</p>	